

平成 30 年 7 月からの授業料等に係る高等学校就学支援金について

標記の件については、既に保護者の皆様方に配布し（5 月上旬）6 月 7 日を〆切として申請等を受け付けているところですが、広島県学事課より申請用紙の中に訂正箇所がある旨の連絡がありましたのでお知らせいたします。

なお、お手元の申請用紙はそのまま使用することができます。申請様式への加筆等の必要もありません。また、既にご提出済みの方については、再提出の必要はありません。

詳細につきましては、武田高等学校ホームページに掲載しております。

ご不明の点、お問い合わせは本校事務室（0823-82-2331）までご連絡ください。

【訂正内容】

次の 4 箇所に「市町村民税所得割」と記載されていますが、この部分が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」もしくは「道府県民税所得割又は市町村民税所得割」へ変更となりました。

つきましては、該当部分について、適宜、読み替えていただきますようお願いいたします。

- ・「2」の「(2) - 1」の「②」の「イ」
×市町村民税所得割 ⇒ ○道府県民税所得割及び市町村民税所得割
- ・「2」の「(2) - 1」の「⑤」
×市町村民税所得割 ⇒ ○道府県民税所得割又は市町村民税所得割
- ・「2」の「(2) - 2」の「⑥」
×市町村民税所得割 ⇒ ○道府県民税所得割又は市町村民税所得割
- ・「2」の「(2) - 2」の「⑦」
×市町村民税所得割 ⇒ ○道府県民税所得割及び市町村民税所得割